

区分	具体的な施設（※詳細は 健発0222第1号平成31年2月22日付け厚生労働省健康局長通知 を参照して下さい）
学校	<p>○学校教育法第1条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。） 例）幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・短期大学等</p> <p>○学校教育法第124条第1項に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程（一般課程においては、20歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）</p> <p>○学校教育法第134条第1項に規定する各種学校（20歳未満の者が主として利用するものに限る。）等</p>
医療機関	<p>○病院、診療所及び助産所</p> <p>○薬局</p> <p>○介護老人保健施設及び介護医療院</p> <p>○難病相談支援センター</p> <p>○施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設</p>
児童福祉施設等	<p>○児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設</p> <p>○児童福祉施設及び無認可児童福祉施設</p> <p>○母子健康包括支援センター</p>
国及び地方公共団体の行政機関の庁舎	<p>当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設 ・政策や制度の企画立案業務と類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設（県庁舎、市町村庁舎等） ・国及び地方公共団体のみが設置することができる施設
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・少年院及び少年鑑別所 ・旅客運送事業自動車（バス・タクシー等） ※2020年4月1日から規制開始 ・旅客運送事業旅客機 ※2020年4月1日から規制開始